

ID: 1543

担当部署: 上下水道課

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第3項の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第75条</p> <p>3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>上記基準及び聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第17条による。 (督促)</p> <p>第十七条 条例第十一条の規定による督促は、下水道事業受益者負担金督促状(別記様式第十二号)によるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日